平成96年3月98日 **第11571号**

7 1 7		ī]	目次	担当課(室)
月 Ⅰ Ⅰ .	同 山 県 2 幸 - - - - - - - - - - - - -		則に基づく港湾施設及び電子計算機の指定	
<u> </u>			→ の一部改正	
	目次	担当課(室)	(以上県例規集登載)	
			─ ○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課
	【規則】		○ 救急病院の指定	医療推進課
	○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関す	財産活用課	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機	障害福祉課
	る規則の一部を改正する規則		関の指定	
	○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規	医療推進課	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機	IJ
	則		関の指定の更新	
	〇 岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付	経営支援課	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機	"
	規則の一部を改正する規則		関の指定の辞退	
	(以上県例規集登載)		○ 身体障害者手帳交付のための診断をする	"
	【告示】		医師の指定及び辞退	
	〇 岡山県補助金等交付規則の規定による補	健康推進課	○ 保安林の指定の解除	治山課
	助金等の名称等の制定の一部改正	子ども未来課	О "	"
	O n	建築指導課	○ 建設工事の契約に係る競争入札の参加資	監理課
		教育委員会	格、資格審査の申請手続等	
	〇 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の	経営支援課	○ 道路の区域変更	道路整備課
	一部改正		○ 道路の供用開始	"
Ħ	○ 岡山県製造業設備投資サポート資金融資	"	○ 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく	港湾課
2 8	制度要綱の一部改正		臨港地区内の分区の指定の変更	
3 月	〇 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づ	"	○ 港湾施設の貸付け	"
牛。	く融資資金の融資期間の延長に関する要綱		○ 都市計画の変更	都市計画課
. 2 6	の一部改正		О "	"
半成	〇 岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規	港湾課	○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可	IJ

平成26年3月28日 第11571号

1 //			- / •																				- '	•	
0			す	0	規	0	す	0	規	0	す	0	74	与	0		0	0	0	0	0	申	0		
政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	(以上県例規集登載)	する規程	岡山県営電気事業保安規程の一部を改正	規程	岡山県企業局組織規程の一部を改正する	する規程	岡山県企業局事務処理規程の一部を改正	規程	岡山県企業局財務規程の一部を改正する	する規程	岡山県企業局職員就業規則の一部を改正	改正する規程	9の額及び支給方法に関する規程の一部を	岡山県公営企業に従事する企業職員の給	【企業局】	道路の位置の指定	建設業の許可の取消し	公共測量の終了	種畜証明書の有効期間の延長	岡山県医療審議会からの答申	中請	特定非営利活動法人の定款変更の認証の	【公告】	目次
選挙管理委員会				II		"		"		II		II			総務企画課		建築指導課	II	監理課	畜 産 課	医療推進課		県民生活交通課		担当課(室)
																		0	の	0		0	0	0	
																		,,)実施	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	【公安委員会】	資金管理団体の名称等の公表	政治団体の解散	政治団体の代表者等の異動	目次
																		"		生活安全企画課		"	"	"	担当課(室)

◎岡山県規則第二十六号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の 部を改正する規則を次のように定

7

+成二十六年三月二十八1

岡山県知事 伊原木 隆

太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の 部を改正する規則

県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第五級地の項中 山県立岡山 瀬戸高等支援学校」 岡山県立倉敷

まきび支援学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十七号

山県行政組織規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

原 木

太

岡山県行政組織規則の 一部を改正する規則

県行政組織規則 (昭和四十一 年岡 Щ 県規則第三十二号) \mathcal{O} 部を次 0 ように改正

ん対策推進協議会」に改める 第二十八条第九号中 「及び准看護師試験委員」 准看護師試験委員及び

第百二十六条の表中

を 推進協議会 尚 尚 試験委員 山県が , 験委員 山県准看護師 山県准看護師 W 対策 るが 年岡 尚 法律第二百三号) 法律第二百三号) 保健師助産 る准看護師試験の実施に関する事務 る准看護師試験の 山県が 健師 山県条例第四十八号) 助産師看護師法 対策の総合的な推進に係る事項 師看護師法 対策推進条例 関する事務 実施に関する事務 の定めるところによ の定めるところによ (昭和二十三年 (昭和二十三年 (平成二十六 の規定によ 進課 医療推

医療推 医療推 進課 進課

に改め

則

の規則は、 公布

◎岡山県規則第二十八号

山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一 部を改正する規則を次のように定め

7

平成二十六年三月二十八1

尚山県知事 伊原木 隆 太

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一 部を改正する規則

県小規模企業者等設備導入資金貸付規則 (平成十二年岡山県規則第九 十四号)

部を次のように改正する。

第九十八号) 第四条第二項ただし書中「ただし、」 附則第四条の規定による廃止前の」 の下に 「産業競争力強化法

附則

この規則は、公布の日から施行する

◎岡山県告示第百七十号

等の名称等の制定) 昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 の一部を次のように改正し、 平成二十五年度分の補助金から適用す

平成二十六年三月二十八日 岡山県知事

表保健福祉部の部岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金の項を次のように改め

木

中核市でで	体 等 間 団		法人等 表福祉 村、社 町	助金等著	対策事業費制 充実
(市) 特定治療支援事業 不妊に悩む方への	明団 岡山いきいき子育	2 児童養護施設	(特)(本)(本)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)(お)	業 対策緊急強化事	 2 1 備
					事業ごとに知事が

に加える。

表保健福祉部の部おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金の項の次に次のよう

を限度とする。				
あつては八百万円				
その他の市町村に				
ては二千万円を、				
及び中核市にあつ				
ただし、指定都市				
い額の十分の十。				
た額のいずれか低				
の収入額を控除し				
から寄付金その他			強化	金
支出額と総事業費	化事業		少子化対策の	対策強化交付
補助対象経費の実	地域少子化対策強	市町村	地域における	岡山県少子化

震改修工事に

分の

一以内で、

木造住宅の

補 助

対象経費

 \hat{O}

する費用

山県告示第百七十一号

 \mathcal{O} 名称等 和四十一年岡山県告示第五百十三号 \dot{O} 制定) \mathcal{O} 一部を次のように改正し、 (岡 山県補 平成二十六年度分の 助金等交付規則 の規定による補助金 補助 金か ら適用す

平成二十六年三月二十八

表土木部 が 地近接危険住宅移転事業費補助金 \mathcal{O} 項を削 り、 同 部岡 山県木造住宅

山県知

事

伊

太

耐震改修事業費補助金の項中 工事に要する費用 木造住宅 \mathcal{O} 補助 分の の四分の 者に補助する費用 つき二十五万円を 一以内で、 市町村が事業 対象経費の 住宅に カュ を

4

防災ベッド

設

つき十万円を、

ては一住宅

する費用

する費用

ただし、

1につい

耐震シ

エ

ル

ては一住宅につき

設置工事に要

二十五万円を、

分改修工事に関

 \mathcal{O}

四分の一

木造住宅の

者に補助する費用

市町村が事業

置工事に

要する

ては一住

き 五

表教育委員会の部ホリデー わくわく学習支援事業補助金の項を削る。

一住宅につき二万

加え、

同条第七号を次のように改める

第四条第一号中

「別表第十一号」を「別表第四号」に改め、

第四条第八号中

「別表第十一号」を「別表第四号」に改め、

◎岡山県告示第百七十二号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱 (平成二十一年岡山県告示第二百四十三号) の一部を次のように改正する

平成二十六年三月二十八日

山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

第二条中第九号を第十号とし、 第八号を第九号とし、 同条第七号中「平成十八・〇九・十二中庁二号」を「平成十八・〇九・十二 一中庁第二号」に改め、 同号を同条第八号とし、 同

号の前に次の一号を加える。

七 産業振興財団 公益財団法人岡山県産業振興財団をいう。

一条に次の三号を加える

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号。

以下「新事業活動促進法」という。)第四条第一項の創業等関連保証をいう。

+

創業等関連保証

創業関連保証 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百十五条第一項の創業関連保証をいう。

流動資産担保融資保証 流動資産担保融資保証制度要綱 (平成十三・十二・十四中庁第三号) に基づく信用保証制度をいう。

「資金」の下に「及び同表第八号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄240に該当する者に係るものに限る。

七 別表第三号に掲げる資金の融資を受けようとする者 (同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。) にあっては、 流動資産担保融資保証を受けること

二項第一号若しくは第三号に規定する」に改め、同号ハ中「である」を「又は産業競争力強化法第二条第二十三項第二号若しくは第四号に規定する創業者である」に改め、同号ニ中 「新事業活動促進法」という。)第四条第一項に規定する創業等関連保証」を 「創業等関連保証又は創業関連保証」に改め、 同号口中 「の」を「又は産業競争力強化法第二条第二十

同号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

(平成十一年法律第十八号。

以下この号及び別表において

「融資実行時」を「融資の実行」に改め、同条に次の一号を加える。

協会の保証付きの場合は、 別表第八号に掲げる資金の融資を受けようとする者であって、 保証協会による保証の承諾) までに、 許可、 当該許可等を取得していること。 認可、 登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合には、 金融機関による融資の実行 (融資が保証

第六条第二項を次のように改める。

別表第五号に掲げる資金の融資を受けようとする者は、 次の各号に掲げる計画のいずれかを策定するとともに、第二号に掲げる計画を策定する場合にあっては、 当該計画につい

て事業再生資金審査会の審査を受けなければならない。

- 一 産業振興財団が実施する岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画
- 岡 山商工会議所、 倉敷商工会議所、 津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に

基づく経営改善計画

第八条第一項中「知事が」を「産業振興財団の認定書(同表第八号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。)に係るものに限る。)、 知事が」に、

「推薦」を「認定」に改める。

5」を「6」に改める。

第十一条第二項中「支援センター」を「産業振興財団」に、「融資対象者」を「融資の対象者」に、

する。ただし,中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第21条に規定する保険事故の発生率を算出することができない場合に該当する者については,付表の区 産業省告示第44号に規定するモデル(以下「CRDモデル」という。)によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに,付表(保証料)の料率(年)以内と **忌表中「,第4条及び第5条」を「─第6条,第8条,第11条」以改め、同表第一号中「年2.00%」を「年2.00%以内」以、「年1.85%」を「年1.85%以内」以、「平成18年経済**

分5を適用し, CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。」や「付表1のとおり」に改め、同表第二号中 年1.85%

号中 | 街1.85% | 司 ト | し

年1.85% 付表2の 以内 とおり

2、同表第三号及び第四号を次のように改める。

									ω
								資金	事業活性化短期
卸資産を担保とする場合は,	は棚卸資産を保有する者(棚	2 事業者に対する売掛債権又	められる者を含む。)	結することが確実であると認	等を締結している者(今後締	込まれる売買契約,請負契約	1 1年以内に代金の回収が見	企業者又は組合	次のいずれかに該当する中小
								運転資金	事業経営に必要な
									5,000万円
						きは,3年以内	に必要と認めたと	ただし,知事が特	1年以内
							資源	又は一括	月賦償還
以内	年1.85%	象外	制度の対	責任共有	以内	年2.00%	樂	制度の対	責任共有
								7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	付表1の
である場	象者が2	融資の対	ただし、	<u>%</u>	ろによ	88 17 18	協会の定	又は保証	金融機関
									画

			4.	
			新規創業資金	
に事業を営んでいない者 4 設立の日から5年を経過し ていない会社であって、当該 設立の日前に事業を営んでい	する者 3 事業を開始した日から5年 を経過していない個人であっ て, 当該事業を開始した日前	2 事業を営んでいない個人で あって、2月以内に新たに会 社を設立し、当該会社が事業 を開始する具体的な計画を有	次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人で あって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を	法人に限る。)
		かす。) 日で。)	事業に必要な運転 資金及び設備資金 (建物又は設備と 一体的に取得する	
			1,500万円 ただし、創業等関連保 証又は創業関連保証の 限度額以内とする。	
			10年以内(2年以内)	
			原則として月賦償	
	いては, 年1.85%	以前に金 と	年1.35% 以内 ただし, 平成26年 3月31日	
			年0.70%	
° °	思として法人代表書を保証	では、 のでは、 である。 では、 をおが、 なと、 をは、、 をある。 ののは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	無	(は一種 期 は は 一 ない 一 を 棚 棚 を 単 を 保 を 保 徴 で ア な 資 渡 し す
			h	

			《 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					別表第五号中「公益財団法人岡山県産業振興財団」を「産業振興財団」に、「	-	9	ない個人により設立されたも
			「保証申込み」や「保証の申込み」 !!、				III F	津山商工会議所及び」や「津山商工会議所若しくは」以、「おいて作成した経営改善計画書」や「「	-		
							E E H		_		
° S	ころによ	定めると	証協会の	証人は保	とし、保	て 無	原則とし	おいて作成し、			
							保証付き	た経営改善請			
		:	を					千画冊」を一			

に改め、同表第六号中「(以下いの歩において回じ。)」を削り、

責任共有 制度の対

Ŝ

年2.00%

証人は保

責任共有

原則とし

回

☆ 表 1 の と お り

て無担保

Ĺ

寐

5 最近3箇月間の平均売上高 又は平均販売数量(建設業に あっては,完成工事高又は受 注残高。以下「平均売上高 や 等」という。)が前年同期の 平均売上高等に比して5%以

少している者 年同期の平均売上総利益率又 益率又は平均営業利益率が前 売上高等に比して5%以上減 は平均販売数量(建設業にあ $\widehat{\Box}$ %以上減少している者 は平均恒業利益率に出して5 という。) が前年同期の平均 残高。以下「平均売上高等」 っては、完成工事高又は受注 最近3月間の平均売上総利 める既往の借入 ために必要な運 最近3月間の平均売上高又 資金を除く。) 資金(土地取得 転資金及び設備 知事が別に定 経営の安定の 「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」と、 年2.00% 制度の対 責任共有 「宋訌申込み」を「宋訌の申込み」に改め、同表第七号中

上減少している者

年1.85%

経営の安定のため

に必要な運転資金

及び設備資金(土地取得資金を除

.

														∞	
														経営革新資金	
(1) 新分野進出, 新商品又は	あったものとみなす。)	は,県の承認をもって認定が	を受けた者 ((2)にあって	につき, 産業振興財団の認定	益性の向上が見込まれること	り,県が別に定める程度に収	資対象となる事業の実施によ	2 次のいずれかに該当し、融	業を行う者	した経営革新計画に従って事	規定により, 国又は県が承認	1 新事業活動促進法第9条の	企業者又は組合	次のいずれかに該当する中小	
					% °	を除く。)に限	金(土地取得資金	る場合は, 設備資	象者が 2 (4) であ	ただし、融資の対	資金を除く。)	備資金(土地取得	な運転資金及び設	事業の実施に必要	
		に限る。)	事が必要と認める場合	るときは, 2億円 (知	業所を設置しようとす	新たに県内に主たる事	事業所を有する者が,	あって、県外に主たる	が2(4)である場合で	ただし,融資の対象者	న _°)	000万円を限度とす	転資金にあっては,5,	総額1億円(うち,運	
														Щ Н	
														E H	
責任共有	为	2.00%以	ては,年	のについ	資したも	機関が融	前に金融	月31日以	成26年3	以内 (平	年1.50%	樂	制度の対	責任共有	
	たおっ	付表1の	いては、	80120	資したも け付けた	込みを承	保証の申	証協会が	以前に保	3月31日	平成26年	ただし、	かかっ	付表3の	
してて	保証人に	担保及び	る場合の	(4) であ	象者が2	融資の対	ただし、	89	ろによ	7 2 8 8	協会の定	人は保証	し,保証	無担保と	
												Ω4	じ保証付	必要に応	

を 金の返済資金(平 受け付けたものに が保証の申込みを 成27年3月31日ま での間に保証協会 に、 「5,000万円」を「回 上に、 制度の対 年1.85% 象外 責任共有 П に改め、同表第八号から第十一号までを次のように改める。

係る返済資金に限

川

<i>-</i>	一		6	年	<u></u>	月 		8				<u>Э</u>	」 		(平	<u> </u>	· 身	月		1 !				亏
PF)等の導入	子除去装置(D	ディーゼル飯粒	ゼル自動車への	(6) 事業用ディー	な資金	等の導入に必要	置及び回収装置	の代替施設の設	C))使用施設	ーポン(H F	ドロフルオロカ	FC)及びハイ	カーボン(HC	クロロフルオロ	C), >/ ドロ	ーポン(C F	ロロフルオロカ	(5) フロン類 (ク	必要な資金	設置又は改善に	に必要な設備の	する製品の製造	材料として利用	(4) 再生資源を原
· 直入	(D	<u> </u>	9	1		必要	按置	の設	施設	4 F	ロカ	<u> </u>	HC	4 [7, 1	O 뉴	מת	()		神 	iiiの	製造	利用 	を原
																						4 %	保物件と	トワケ哲

																10							
															入促進資金	新エネルギー導							
															小企業者又は組合	新エネルギーの導入を行う中							
(3) その他知事が	必要な資金	設備等の購入に	自動車及び充電	ーンエネルギー	(2) 事業用のクリ	<.)	取得資金を除	要な資金(土地	設備の設置に必	一利用等を行う	づく新エネルギ	律第37号)に基	法(平成9年法	関する特別措置	利用等の促進に	(1) 新エネルギー	要な運転資金	除去工事等に必	要なアスベスト	で事業継続に必	している建築物	(7) 事業用に使用	に必要な資金
																1億円							
															为)	12年以内(2年以							
																Ш Н							
																III							
																Ш Н							
											%	か に よ	8871	協会の定	又は保証	金融機関							
																Ш Н							
		_																					

付表を次のように改める。

付表 1

責任共有制度 対象の料率	区分
1. 52	1
1.40	2
1.24	3
1.08 0.92	4
0. 92	5
0. 90	6
0.90 0.80 0.60 0.45	7
0.60	∞
0.45	9

(単位:%)

についてはこの表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。 (年)以内とする。ただし,中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第21条に規定する保険事故の発生率を算出することができない場合に該当する者 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル(以下「CRDモデル」という。)によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、この表の料

付表一の次に次の二表を加える。

付表 2

1	
事業継続対策資金	
事業継続能力の向上を図る中小企業者又は組合	
(1)事業継続計画 5,000万円の策定又は実施 の策定又は実施 に必要な資金(2) 防災対策の実 施に必要な資金	別に定める設備 等の導入に必要 な資金
5,000万円	
10年以内(2年以 内)	
回 	
卫	
ŀr	
피	
h	
卫	
h	
<u> </u>	
h	

対象の料率

責任共有制度

1. 32

1.20

1.04

0.88

0.72

0.70

0.70

0.50

0.35

区分

2

ω

4

Ö

6

~1

 ∞

9

付表1の備考の規定は、この表について準用する。

(単位:%)

責任共有制度 対象外の料率	区分
1. 76	1
1.60	2
1.44	3
1.28	4
1. 08	5
76 1.60 1.44 1.28 1.08 1.00 0.90 0.70 0.50	6
0.90	7
0.70	8
0.50	9

備光

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(単位:%)

付表1の備考の規定は、この表について準用する。

◎岡山県告示第百七十三号

山県製造業設備投資サポ 卜資金融資制度要綱 (平成二十四年岡山県告示第二百九

方)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆

第十二条に次の一項を加える。

六条までの規定に 証の申込みを受け付けたもの)については、なお従前の例により行われるものとする。 平成二十六年四月一日以後この要綱に基づく新規の融資に (融資が保証協会の保証付きの場合は、 当分の間行われない 日前までに保証協会が保 同日前までに第四条の

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する

◎岡山県告示第百七十四号

(平成二十五年岡山県告示第十号)]山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の の一部を次のように改正する。 延長に関する要綱

平成二十六年三月二十八日

山県知事 伊原木 隆 -

掲げる事業活性化短期資金に係る部分を除く。」を加え、 第四条ただし書中 第二条第五号中「平成二十一年岡山県告示第二百四十三号」の下に 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」 同条第八号を削る。 別表第三号に

附則

改める。

この告示は、平成二十六年四月一日から施行力

◎岡山県告示第百七十五号 平成二十二年岡山県告示第九百七号 (岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則に基

づく港湾施設及び電子計算機の指定) の一部を次のように改正し、 平成二十六年四月一

日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事

成十六年岡山県告示第四百十七号 項中「、玉島二号埠頭物揚場及び玉島ハー (港湾施設における制限区域の設定等) ーアイランド四号埠頭岸壁(平 に定める制限

「及び玉島二号埠頭物揚場」 に改める。

所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尻海4382番地の3

◎岡山県告示第百七十六号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成二十六年三月二十八日

]

回山県知事 伊原木 隆 太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 錦海化学株式会社

主 所 岡山県瀬戸内市邑久町尻海4382番地の3 そ 名 代表取締役社長 明石 国昭

工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 錦海化学株式会社

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新			設
種								類	46-3 品製i ガスi	ニ 有様 告業の月 先浄施記	月に供`	工業製する廃
能								力	50 m³/	/mir	1	
工	事	着	手	予	定	年	月	日	許可征	後直ちに	_	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	着手征	後直ちに	_	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	完成征	後直ちに	_	
並て	月時間 ドにそ この棚	<u>-</u> の何	鬲及び 吏用に	1 日 季節	当た 的変!	りの行動が、	使用のあるが	時間 揚合	連続2	24時間		
	月時に			区			Ź	分	通	常	最	大
ら掛	を特に おりまれる おりまれる おりまれる おいまい おいまい とうしん とうしん という かいしん という かいしん という かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	きれ	る汚	水	量	(m³,	/目)			0		4. 4
の追	自常の	り値	及び	р	Н					12.0		12.0
取当の	を 活力 温力 とう とう とう とう こう こうしょう しょう かいこう しょう かいこう しょう かいこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	単等など	びの通	В	ΟD	(mg	/Q)		4	16,000	(69, 000
の量		χ Ο`.	取 八	С	ΟD	(mg	∕Q)		4	16, 000	(69, 000
				S	S	(mg	/Q)			50		100
				油	分	(mg	/Q)		3	30, 000	4	45, 000
				Т	- N	(mg	/Q)			1		2
				Т	— Р	(mg	<u>√</u> ℓ)			0.02		0.04
				大	腸菌	群数	(個/	cm³)		0		5

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。 (4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし (5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所 (1) 期 間 平成26年3月28日から同年4月18日まで (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第百七十七号

次の病院は、 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定

する救急病院である。

平成二十六年三月二十八日

木

太

病院の名称及び所在地

渡辺病院

7. 在地 新見計高尾二

有効期限

附 則 平成二十九年三月三十一日

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。

平成二十六年三月二十八日

指定した医療機関

キシ薬局久米店

名

称

そうごう薬局真庭勝山店

所 在

真庭市勝山二六〇 津山市中北下一一八六一一〇

調剤

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

平成二十六年四月一日

指定年月日

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年三月二十八日

指定を更新した医療機関

名

称

おかやま薬局山陽店

所 在

赤磐市山陽四-一三-一

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

更新年月日

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年三月二十八日

指定を辞退した医療機関

有信薬局

名

称

所 在

玉野市木目一二七七-四

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

辞退年月日

平成二十五年十二月二十八日

赤 河

木

潤

肢体不自由、

心臟、

呼吸器、

腎臟、

膀胱、

赤木医院

高梁市川上町地頭二一〇五

小腸

◎岡山県告示第百八十一号

また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年三月十八日次のとおり指定した。

岡 Ш

県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成二十六年三月二十八日

指定した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所 在 地
佐藤敦彦	肝臓	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七-一
田村益巳	聴覚、平衡	医療法人河田医院	美作市栄町七五 — 一
中西豊	肢体不自由、心臟、呼吸器、小腸、免疫、	赤磐市立赤磐市民病院	赤磐市松木六三三—一
	肝臓		
角道祐一	心臟、腎臟、呼吸器、小腸、免疫	医療法人敬和会近藤病院	真庭市勝山一〇七〇
一 指定を辞退した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所 在 地
徳 毛 誠 樹	直腸、膀胱、小腸	国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
槌田典平	肢体不自由	たまメディカルリハビリテーションクリニ	玉野市玉二—二五—一九
		ツク	
河口幸 恵	心臟	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五

◎岡山県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十八日

解除に係る保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

保安林として指定された目的

三

指定理由の消滅

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十八日

木

太

解除に係る保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

三

◎岡山県告示第百八十四号

平成二十六年度に されるもの 特定役務 \mathcal{O} に係る 調達手続 お V 般競争 て県が 0 特例 を定め 入札 発注する建設 る政令 加 する者に 工事 (平成七年政令第三百七十二号) の契約 必要な資格 であ て地方公共団体 資格審查 0 申 請手続等 \mathcal{O} \mathcal{O}

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調達の対象となる特定役務の種類

工事執行 規則 (昭 和四 年岡 Щ 県規則第六十 号) 条に定め る建設

耳

- 二 入札参加資格審査を受けることができる者
- 資格審査を受けようとする者は、 次の要件を備えて なけ れば
- 地方自治法施行令 項の規定に該当しない (昭和二十二年政令第十六号。 者であること。 以 下 う 。)
- されるべき関係を有する者でないこと。 定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的 岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡山県条例第五十七号) 第二条第一
- るものに限る。) 掲げる者に係る同項の許可 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 を受け た者であること。 又は同条第三項の 以下 法 許可 \mathcal{O} という。) 更新 (特定建設業の 項第二号 許可
- 審査基準 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査 日 が平成二十四年八月 日 以降であるも $\overline{\mathcal{O}}$ に (申請する業種に 限る。) を受け 7 0 V . る者であ
- 5 あ る者であること。 申請直前 の土木一 式工事又は 建築 式工事に係る総合評定値が、 千五十点以 上で
- 6 (岡山県内の 都道府県税 者であること。 市 (岡 村長が 県知 したも 文は 尚 $\bar{\mathcal{O}}$ Ш に限る。) 県県民局長が課 又は 消費税及 したもの び 地方 消費
- 小企業退職金共済法 は 建設業退職 金共済 (昭和三十四年法律第百六十号) 又は所得税法施行令 昭 和 四十年政令第九十六号) に基づく中 小企業退職金

に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

- 8 平均完成工事高を三年平均で申請した者に を設置してい と基準決算の完成 \mathcal{O} お 平均とする。) ける年間平均完成工事高が 者又は当該 加 ない 資格審查 9 者に 工事高と基準決算から入札 経営規模等評価 て、 五百万1 $\overline{\mathcal{O}}$ 0 直前 申請時まで 円以上 は、 \mathcal{O} 法第二十七 申請する業種に \mathcal{O} 億 円 の者 申請に の完成工事高 申請に であ 以上であること。 つい お 条の二十六に規定する経営規模等評 ること。 おけ ける基準 ては、 加資格審査 0 0 平均 基準決算の -間平均 ただし、 て直 決算 (当該経営規模等評 前 0 0 完成 申 \mathcal{O} 県内 請時 直前 経営規模等評 工事高 工事 の完成 主たる営業 五. 工
- て 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) に基づ 保険関係 が 成 <u>\(\frac{1}{2} \)</u>
- 10 査を受けてい 定め アスファル \mathcal{O} \mathcal{O} ほか、 舗装工事に係 知事が 別 る 入札参. 定め る舗装業者工事施工能 加資格審査申 -請者に 0 力審査 11 ては、 \mathcal{O} 請 カ
- 三 入札参加資格審査申請書類

業所を設置し [書に次に掲げる書類を添付 八札参加 資格審査を申請し 7 11 る者 0 申請 ようとする者は て提出 なけ れ ればなら 知 事 が は な 別 に 定め ただし る入札 12 まで 内 加 主たる営

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 契約 0 0 て権限を委任する場合は、 (原本)
- 法第二十七条の二十九第一 項の規定による総合評定値 \mathcal{O} 通知書の 写
- 岡山 \mathcal{O} 付義務の 納 ある者は な 者に 立書 た 延 滞
- 8 税務署長が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 村長が 証明 た市 (延滞 金等を含む。) \mathcal{O}

9 契約 \mathcal{O} 締結 0 て権限を委任された者が属する営業所が県内

- 10 加入証 職金共済加 証 明 設業退職金共済 加 入 等証明書又 は
- 11 労働者災害補償保険法 証
- 12 11までに掲げるも ほ 必要と認
- 札参加資格審查申請書 提出期間、 提出場所及び提出
- 期日によ 項に規定する休日 ては、 随時 (岡山県の休日を定める条例 入札執行日までに資格審査が完了しない場合がある 以下 (平成元年岡 を除 Щ
- 提出場所 二丁目四番六号) 提出方法 午前九時 山県土木部監理課建設業班 か ら正午まで及び午後一 (〒七) 時 \bigcirc か ら午後五時 八五七 まで \mathcal{O} 山市 北区
- 五. 入札参加資格の有効期間 及び更新手続

場所に持参すること。

3

- 有効期間 資格を付与された日 から平成二十七年五月三十一 日までとする。
- 2 に定める申請書類を四2 更新手続 平成二十七年二月十六日 の場 所に提出すること。 から 同月二十六日まで (休日を除く。)

その他

申請書の作成に使用する言語

本語 国貨幣換算率により 申請書は 出納官吏事務規程 訳文を付記 本語で作成すること。 本国通貨に換算し 又は添付すること。 (昭 和二十二年大蔵省令第九十五号) その他の書類で外国語で記載さ また、 申請書類の うち、 第十六条に規定する れた 金額欄に

- 2 への資格審査の
- 文書で通知する。
- 3 令第百六十七条の六に規定す この方法 る 一 般競争 入 \mathcal{O} 公告は、

公

により行

4 つい て 合わ

業班 (電話 六上 七四六三

◎岡山県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 般の縦覧

に供する。

平成二十六年三月二十八日

太

道路の種類 一般国道

道路の区域

区域	別新旧	(メートル)	(メートル) 長
真庭市下中津井字西田一六○五番一地先真庭市下中津井字西田一六○五番一地先		○·○!! ~!!·›	・六・八回二
まで真庭市上水田字地蔵前三八○四番一地先ら真庭市下呰部字下河原二三八番一地先か	新	六・二〜 三五・〇	
真庭市下中津井字西田一六○五番一地先 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を 真庭市上水田字地蔵前三八○四番一地先を		〇・Hント ~〇・国	0・0%ホロ

道路の種類

一般国道

四二九号

道路の区域

二 路 線 名 北房川上線一 道路の種類 県道

総社市 総社市岡谷字水 総社市岡谷字水 総社市岡谷字水 岡谷字水 区 八五九番三地先から 八五九番三地先から 八四七番一地先まで 八四七番一地先まで 域 別 旧 五. 五 ダー \bigcirc 五. 五 延 (メー

トル)

			で
			真庭市上水田字沖田三九四四番一地先ま
- - - - - - - - - -	六五・〇		経て
	一 匹 · ~ ~		真庭市上水田字池田二八一四番二地先を
			から
		旧	真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先
			まで
- ((-	二八・〇		真庭市上水田字地蔵前三八〇四番一地先
三〇〇五・〇	六・二〜		から
			真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先

三 道路の区域

平成26年3月28日 岡山県公報 第11571号

=====	六・〇	旧	久米郡久米南町上籾字利武五一三番一地
	三 • 七 §		から、人米郡久米南町上籾字利武五一四番地先久米郡久米南町上籾字利武五一四番地先
11[11]• ()	一 一 七 〇	新	先まで、大米郡久米南町上籾字利武五一三番一地の
			4.5次米郡久米南町上籾字利武五一四番地先
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区域

三	<u></u>	_
道路	路	道路
四の区	線	昭の種
域	名	類
	栃原久米南線	県道

六 五 ·	六·七· 一〇· 〇	旧	真庭市下呰部字下河原二四四番五地先ま真庭市下呰部字諸口二四三番一地先から
九四〇・〇	六·七· 三一· 〇	新	真庭市下呰部字下河原二四四番五地先まら
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区

		三二一		
○地先から 久米郡久米南町別所字勝負田四○八番一	区域	道路の区域 路 線 名 上籾神目停車場線 道路の種類 県道	先まで 久米郡久米南町上籾字剣田一四三番一地 から から	先まで 久米郡久米南町上籾字剣田一四三番一地から から
新	別制旧		IΒ	新
六 · 四 〈	(メートル)		三 - 五 七 ·	九・〇~
一 八 三 ・	び (メートル) 長		二 八 三 ·	二 八 二 ·

一道路の種類 県道

道路の区域

栃原久米南線

区

域

別

先まで

			九地先まで
- - - - (久米郡久米南町別所字風呂屋四○八番一
一 八三・ つ	<u>·</u> -	Ħ	〇地先から
			久米郡久米南町別所字勝負田四○八番一
			九地先まで
	一七・七		久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番

◎岡山県告示第百八十六号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい

平成二十六年三月二十八1

岡山県知事 伊原木 隆 太

			県道	道 一 般 国	種 道 路 の
	線 栃原久米南	線 和 気 停 車 場	北房川上線	二一三号	路 線 名
で 久米郡久米南町上籾字剣田 久米郡久米南町上籾字乢中	で、米郡久米南町上籾字利武五一三番一地先ま久米郡久米南町上籾字利武五一四番地先から	で和気郡和気町福富字上原六○八番一二地先まら。	真庭市下呰部字下河原二四四番五地先まで真庭市下中津井字蟹川三七一番四地先から	真庭市上水田字地蔵前三八〇四番一地先まで真庭市上水田字池田二八一四番二地先を経て真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先から	X
田一四三番一地先ま 円一七七番地先から	武五一三番一地先ま	八〇八番一二地先ま	四四番五地先から	八〇四番一地先まで	間
		八 年 平成二十六 十六	E.	年 八日(十四 平成二十六	年 供用開始

上籾神目停 久米郡久米南町別所字勝負田四〇八番一 久米郡久米南町別所字風呂屋四○八番一

◎岡山県告示第百八十七号

区内の分区の指定) 区域を変更した。 昭和四十二年岡山県告示第六百二号(港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地 で指定した臨港地区の分区のうち、 水島港臨港地区に係る商港区の

分区及びその区域の図面 は、 県土木部港湾課及び岡 山県備中県民局水島港

湾事務所において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

知事 尹原木 备

)原木 隆 太

◎岡山県告示第百八十八号

条例第二十一号)第二十三条第一項の規定により告示する。 港湾施設を貸し付けるので、 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十五条第五項の規定により、 岡山県港湾施設管理及び利用条例 (昭和二十七年岡山県 次のとお

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆

太

借受事業者の名称 水島港国際物流センター株式会社

貸付期間 平成二十六年四月一 日から平成五十六年三月三十一日まで

二貸付施設

1 港湾名 水島港

二、八二六二番一三、八二六二番一五、 六二番一四地内並びに八二五九番一及び八二五九番三二 施設の位置 **倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番一、** 八二六二番一九、 八二六二番五、 八二六二番二〇及び八二

施設の名称及び数量

(1) 玉島ハーバーアイランド六号ふ頭

名称	数量	摘要
岸壁	三田〇・〇メームシ	水深一〇メートル
	二国〇・〇メーム之	水深一二メートル
コンテナ荷役機械	ガントリークレーン三基	吊上荷重三〇・五トン
野積場	ルー六三、二九三・六七平方メート	ク貨物を除く。)コンテナ貨物等(バル
源施設	給電口数四〇口	

コン	 岸 壁	名
コンテナ荷役機械		称
ガントリークレーン一基	五二〇・〇メートル	数
		量
吊上荷重三〇・五トン	水深七・五メートル	摘
トン	ル	要

(2) 玉島ハーバーアイランド四号ふ

駐車場	八、一一三・三四平方メートル	む。
コンテナくん蒸庫	棟	
ゲート	六レーン	
管理棟	棟	く。四階の事務室部分を除
船舶給水施設	一二箇所	
コンテナ洗浄場	三〇四・五平方メートル	
検査場	一、〇二〇平方メートル	
照明鉄塔	九基	
港湾施設用地	四四、四一一・一平方メートル	
その他附帯施設	式	備品庫、受変電施設等

野積場	五五、〇四七・一六平方メートル	コンテナ貨物等(バル
		ク貨物を除く。)
	七八、二八三・二六平方メートル	完成自動車貨物
船舶給水施設	八箇所	
検査場	一、一四三・五平方メートル	
照明鉄塔	九基	
その他附帯施設	式	備品庫、受変電施設等

◎岡山県告示第百八十九号

 \mathcal{O} 都市計画法 図書を次のとお 項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十 当該都市計画

平成二十六年三月二十八日

岡山県 代表者

木

太

都市計画の種類

图 4 是 阿拉尔宁十间交

都市計画を変更する土地の区域

計画図の (計画図は省略 三の縦覧場所で縦覧に供する。)

二 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び 倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第百九十号

 \mathcal{O} 都市計画法 当該都市計画 規定により岡山県南広域都市計画臨港地区 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十 の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。 (水島港臨港地区) を変更した

平成二十六年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山

木

太

計画図のとおり(計画図は省略二 都市計画を変更する土地の区域

(計画図は省略 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$

一縦賢場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び

倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第百九十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、

域都市計画下水道事業総社公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

木 太

総 社 市	名 施 行者 の
総社公共下水道画下水道事業	事業の種類及び名称
昭和四十七年八月二十平成三十二年三月三十	事業施行期間
使用の部に 以用の部に ない おいま おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	事
し分し分	業
	地

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年三月二十八日

太

平成二十六年三月十八日

申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人すい

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

兀

五. 定款変更の内容

倉敷市児島元浜町一七一番地

生活を総合的に支援するため の法律に基づく障害福祉サー ビス事業に改める。

障害福祉サービス事業としての共同作業所運営事業を、

障害者の日常生活及び社会

兀 山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年三月二十八日

原 木

太

平成二十六年三月十一

平成二十六年三月二十日

諮問及び答申の事項

三

救急病院等の新規認定に つい て

答申の内容を記載した書類につ

ては、

岡山県庁県政情報室、

岡山県備前県民局、

兀 (渡辺病院)

.山県備中県民局及び岡山県美作県民局におい て閲覧することができる。

家畜改良センターが平成二十六年度定期種畜検査を行うことができないものについてそ 農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人 の有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。 四二〕家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、

平成二十六年三月二十八日

I県知事 伊原木 隆 太

第十四条第二項の規定により、 四三〕測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が

平成二十六年三月二十八日

- 山市西吉田地内	測量区域
ロ公確ジ共	測
定 エ 測 ク 量	量
測量業務)	Ø
	種
世 化 区 プ	類
中战1	終
十六	了
成二十六年三月	年
十 四 日	月
Н	日

岡山県知事 原 木 太

兀 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、

二十六年三月二十七 日付けで、 \mathcal{O} 建設業者の許可を取り が消した。

平成二十六年三月二十八日

山山県知事 伊原木 隆 -

商号又は名称 コ ウ株式会社 (建設業の許可を受けた商号 株式会

社テンショウエンタープライズ)

一主たる営業所の所な

青井 輝久

五 許可年月日

兀

岡山県知事許可(般-二一)第二三五二四岡山市北区花尻みどり町六-一一三

、処分の内容

平成二十一年十二月十八日

ア עケの内容

7容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の

許可

般建設業のうち土木工事業、 とび 土工工事業、 石工事業、

ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業

七 処分の原因となった事実

イコウ株式会社は、 経営業務の管理 責任者及び営業所の専任技術者が不存在の

め 建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可 基準を満たし

とは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

[一四五] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい

70

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事

指定年月日	道路の位置	(メートル)(メートル) (メートル)	(メートル)
岡山県指令美作局	勝田郡勝央町勝間田字小深田二二番	六・〇〇	六七・四七
建第六〇一一号	一、二三番二、二二番一地先水路、		
平成二十六年三月 二二番一地先道:	二二番一地先道路		
十九日			

◎岡山県企業管理規程第二号

山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の 部を改

正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山県公営企業管理者 西 本

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程 \mathcal{O}

を改正する規程

県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程

九年岡山県営電気事業管理規程第四号) ように改正する。

「をした職員又は」を 「若し 又は病気休暇

しくは」に改める

《三条第一項の表中「一種」を「三種」に、

		_	_	
	本局			本局
室長	課長	参 次 長		室長 総務企画課長 (※務企画課長 (※務企画課長
五種	四種	四種		五 四 四 種 種
_	に		_	- - を

附則	「を前項」を「を同項」に改める。第五条第二項中「給与月額」を	八級	九 級		九 級	「前項の」を「同項の」	発電総合管理事務所	7	発電総合管理事務所
	同項」に改め「給与月額」	三 種	一 種		一 種		務 所		·務 所
				_		に改め、同意	所長		所 長
	「給料月額」	- O =	1 = 0		1 =10	同項の表中			
	K.		1三0、三00円		1三0、三00円		· 六種		租
	加算した額」を「、次長」		こ女 か る。		- を	L	に改め、同条第二項	_	- を
							一		

◎岡山県企業管理規程第三号

山県企業局職員就業規則 0 部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本

夫

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

県企業局職員就業規則 (昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号) \mathcal{O} 部を次の

ように改正する。

る。

第六十六条第三項中

「第十五条第一項第十一号」を

「第十五条第一項第十号」

「様式三号の三」を「様式第三号の三」に改める。

第十五条の二第五項中

様式第一 ら様式第三号の三までを次のように改める。

様式第1号の4 (第12条関係)

年次休暇届出簿

							職名			氏	名			
答田 基	F. E	Vhr ⋿	課長	班長	T.IT	担当	/+- m2 tm 88	休暇日	数	累計		届出者	出勤簿	洪 夬
管理者	局長	次長	(所長)	(課長)	班	担当	休暇期間	日 時間 日		時間	分	印	整理者印	備考
								-						
								1						
								1						
								1						

注 累計欄には、7時間45分を1日として算出した日、時間及び分を記入すること。

様式第2号(第14条関係)

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳		
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)		班		担当	出勤簿		
次のとお	おり承認し~	てよろしいた), y °						
の規定によ	より,次の る 月 - 『	とおり申請し		申請書 山県企業管理	里規程第 1 ⁻	号)第14纟	条第2項		
尚山県 	寻公営企業 管	管理者 殿	Ē	所属課所名					
職氏名 印									
病名				公務 通勤 私事	の別				
療養を必要る期間	更とす			·	·				
新規・継続	売の別								
既に受けた休暇日数	た年次								
前回の病気	貳休暇								
療養の場	易所								
添付書	類								

様式第2号の2 (第14条関係)

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳				
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)		班		担当	出勤簿				
岡山県公	· 主業局職員家	尤業規則(四	出勤雇 召和42年岡L	国 山県企業管理	理規程第15	号)第14彡	条第3項				

年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

の規定により,次のとおり届け出ます。

所属課所名

職氏名

印

出勤日	年	月	日	
病名				
病気休暇承認期間	年 年	月月	日から 日まで	日間
備考				

様式第3号(第15条関係)

特別休暇申請書

			所属課	听名			職名			氏名				
性印化即		7£ [] */r	由建本	± ≠		決裁				出勤簿		活什		
特別休暇 の種別	期間	残日数・時間		申請月日	管理者	局長	次長	課長 (所長)	班長 (課長)	班	担当者	整理者印	備考	添付 書類
	月 日 時 分から	日日時時												
	月 日 時 分まで	分分分												
	月 日 時 分から	日日時時												
	月 日 時 分まで	分分分												
	月 日 時 分から	日日時時												
	月 日 時 分まで	分分分												
	月 日 時 分から	日 日 時												
	月 日 時 分まで	分分分												
	月 日 時 分から	日日時時												
	月 日 時 分まで	分分分												

- 注1 残日数・時間欄には、岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号。以下「規則」という。)第15条第1項第4号、第9号ハ及びホ並びに第11号に規定する休暇を利用する場合に限り、7時間45分の当該休暇は1日の当該休暇に相当するものとして算出した残日数・時間を記入すること。
 - 2 規則第15条第1項第2号の場合には呼出状,同項第4号の場合には活動計画書,同項第5号,第6号及び第8号の場合にはそれぞれ証明書を添付すること。
 - 3 備考欄には、3日以上にわたり居住地を離れる場合には行き先、規則第15条第1項第11号イ及び口の場合には家族の氏名、年齢、続柄及び負傷、疾病若しくは老齢の状況又は行事名等、同号ハの場合には分べん予定日又は分べん日、同項第13号の場合には死亡した者の氏名、その者との続柄及び親等を記入すること。

様式第3号の2 (第15条の2関係)

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳			
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)		班		担当	出勤簿			
次のとお	おり承認し	てよろしいた	,,,°							
3項の規定	定により, : 月	次のとおり F 日			理規程第1号	号)第15纟	条の2第			
岡山県公営企業管理者 殿 所属課所名										
			耳	敞氏名			印			
要介護者に	- 問 ナス -	氏名			年齢	続柄				
事項		同居 の別 別居	□ 同居□ 別居	介護が必なつた時		年	月 日			
要介護者の び具体的な 内容										
申請期間及	及び時間	年 の間で,	月 日 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	inら 年 引	5 月	日まで(日間)			

様式第3号の3 (第15条の2関係)

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳					
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)		班		担当	出勤簿					
			職務復帰	帚届								
岡山県公	È業局職員	就業規則(日			理規程第1号	号)第15约	条の2第					
5項の規定	官により,	次のとおり	届け出ます。									
<i></i>	п	н										
年 岡山堰			^口 管理者 殿									
	下五百正未	所属課所名										
							印					
with the the												
職務復	帰日		年	月								
要介護者に	- 関士ス	氏名		4	丰齢	続柄						
事項	- KJ ゲ ′ ジ	同居 の別 別居	の別 年 月									
職務復帰	の理由											
休暇期間及	及び時間	年 の間で,	月 日太日 時間	いら 年 間	月	目まで (日間)					

様式第5号(第26条関係)

事由

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	通知					
課長 (所長)	班長(次長)	(課長)	出勤簿	受付								
次のとお	3り承認し	てよろしいた), ⁰									
の規定によ	岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第26条第2項 規定により,次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課所名 職氏名 印											
		Æ	手 月		分から	 時	 分まで					
日時			F 月		分から	時	分まで					
場所												

様式第5号の2 (第26条関係)

管理者	局長	次長	総務企画 課長	総務班長	班	担当	通知		
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班		担当	出勤簿	受付		
次のとお	次のとおり承認してよろしいか。								
職務専念義務免除申請書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第26条第2項 の規定により、次のとおり申請します。									
	年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿								
- 1 - 1 - 1			J				印		
	所属課所	名				職務内容			
	所在地								
申請者	現住所								
ТТНТ	生年月日	1							
	勤務時間								
	給料月額	頁							
	名称				従事し。 一 事務内容	ようとする	る団体の		
所在地					#137 14	7			
従事しよ うとする	職名								
事務の属する団体	勤務時間			1月 1週 時間		客と責任⊄	7程度		
9 夕凹14	到分时间		寺まで □		11				
	事務従事刊 期間	予定							
他の団体の事務に従事することを必要とする理由									
職務遂行に について <i>0</i>	職務遂行に与える影響等 についての所属長の意見								
	厚念義務を免 ついての条件								

- 注1 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和28年岡山県人事委員会規則第10号)第2条第1号又は第2号に該当する場合に、この様式を使用すること。 注2 団体の定款、規約及び寄附行為その他参考となる資料を添付すること。 注3 既に職務専念義務の免除を受け、現に従事している団体等がある場合は、そ の名称、所在地、職名、従事期間及び従事時間を記載した書面を添付すること。

様式第6号(第29条関係)

管理者	局長	次長		総務企画 課長	総務班長	班	担当	受付		
課長 (所長)	班長 (次長)	(課	長)	班				担当		
次のとお	おり承認して	てよろ	しいか。							
の規定によ	より,次のと	就業規 とおり	則 (日	召和42年岡	事許可申請 山県企業管理		号)第29彡	条第2項		
	月 月 県公営企業管		殿]	職氏名			印		
	所属課所	名				職務内容	職務内容			
	所在地									
申請者	現住所									
中語名	生年月日									
	勤務時間									
	給料月額	頂								
	名称					兼業先の	の事業内容	~		
	所在地									
	職名									
兼業先	勤務時間		時から □1月 □1週 時間 時まで □1日 職務内容と責任			容と責任の)程度			
	報酬									
	兼業予定期間									
	等に従事する とする理由	3 Z								
職務遂行に与える影響等 についての所属長の意見										

様式第8号(第31条―第32条の2関係)

局長	次長	課長 (所長)	班長 (課長)	班	担当	整理	交付		
(第32条章 り,次のと 年	身分証明書等交付(再交付・書換え)申請書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第31条第4項 (第32条第2項又は第32条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により,次のとおり申請します。 年月日								
岡山県公営企業管理者 殿 所属課所名 職氏名									
	正明書 己章 の別	ı]	□ 身分証。 □ 職員記 [□] □ 名札	章 再	付 交付 の別 喚え		を付 再交付 野換え		
身分証明言	身分証明書番号 (再交付)								
証明書の	理由 引3年間の身 D交付申請の 時に詳細に言) b							
<u>/-</u>	生年月日								

注 再交付申請のときは、再交付申請理由書を添付すること。

様式第十号を次のように改める。

を

大正

様式第九号 (表面)

に改める。

様式第10号 (第33条関係)

厚	司長	次長	課長 次長 (所長)		班	担当	履歴書記入			
	履歴事項変更届 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第33条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。									
	年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課所名									
				耵			印			
変	種別									
更事	旧									
項	新									
変更	更年月日	1								
添	付書類									

注 変更事項が学歴又は資格免許のときは、証明書又はその写しを添付すること。

様式第十四号中「꽮71糸」の次に「, 鶏72糸」を加える。

|FI

(施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日.

この規程による改正前の

分の間、所要の調整をして使用することができる.

第115 平成26年3月28日 岡山県公報 7

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

(昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号)

岡山県企業局財務規程

目 「第四節 減価償却 (第百四条—第百六条)

第五節

整理

(第百七条・第百八条)

「第四節 整理 (第百四条・第百五条)」 に、 「第百九条―第百十一条」を「第百六条―第百八条」

の一部を次のように改正する。

岡山県公営企業管理者

西

本

善

夫

に、

「第百十二条・

百十三条」 を「第百九条・第百十条」に、 「第百十四条―第百十九条」を「第百十一条―第百十六条」に、 「第百二十条―第百二十四条」を「第百十七条―第百二十一条」

(第百二十五条―第百二十七条)」を 第十章 重要な会計方針等(第百二十二条―第百二十八条)

雑則

第十一章 雑則 (第百二十九条—第百三十一条)

に改める。

よる改正前の」を削り、 第一条中「地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年総務省令第六号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定に 「)第一条第一項」を「。以下「施行規則」という。)第二条第一項」に改め、 70 以下「企業条例」という。 」を削る

第二条第三号中「第七条」の下に「及び第八十八条」を加える。

第十三条第一項中「勘定月計表及び」を「合計残高試算表、」に改め、同条第二項及び第三項中 「勘定月計表」を 「合計残高試算表」に改める。

第十四条中 「種類毎」を「種類ごと」に、 「勘定月計表」を「合計残高試算表」に改める。

第十五条第一項第二号中「減価償却累計額台帳及び」を削り、 同項中第九号及び第十号を削り、 第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第六十九条第一項中「物品採納申出書」を 「申出書」 に改め、 同条第二項中 「決裁済の物品採納伺」を「申出書」に改める

第七十条第一項中「庫入伝票を発行し、これに基づいて」を「、」に改め、 「記帳し」の下に「、当該たな卸資産を所管する物品取扱員に交付し」を加え、 同条第二項中 「貯蔵品

を受け入れ」を 「前項の規定によりたな卸資産の交付を受け」に改め、 「記帳し」の下に「、庫入報告書を企業出納員に送付し」を加える

第七十二条を次のように改める。

(たな卸資産の払出)

第七十二条 物品取扱員は、 たな卸資産を払い出すときは、 貯蔵品受払簿に記帳し、 庫出報告書を企業出納員に送付しなければならない

企業出納員は、 前項の規定により庫出報告書の送付を受けたときは、これに基づいて貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

第七十五条第一項中 「又は用途の廃止等により器具備品類が不用となつたとき」及び 「の現品」を削り、 同条第二項中 「に規定する現品の送付」を「の規定により引渡し」 に、

「再使用」を「再使用することが」に、 「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「又は」を「、又は」に、 「すみやかに」を 「速やかに」に改める。

第九十一条中「の各号」を削り、 同条第五号中「無償で譲り受けた」を「譲与、 贈与その他無償で取得した」に、 「適正な」を「公正な」に改める。

第百一条の見出しを「(災害による損失)」に改め、同条第二項を削る。

第六章第四節を削る。

第百七条中「又は減価償却累計額台帳」 を削り、 第六章第五節中同条を第百四条とし、 第百八条を第百五条とし、 同節を同章第四節とする。

第七章中第百九条を第百六条とする

第百十条第二号中「償却資産」を 「固定資産」に改め、 同条第五号中「未払費用等」を「未収金、 未払金等」に改め、 同号を同条第六号とし、 同条第四号を削り、 同条第三号中

「各種引当金」を「引当金」に改め、 同号を同条第五号とし、 同号の前に次の二号を加える

繰延収益の償却

兀 資産の評価

第百十条を第百七条とする。

第百十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第七号に掲げる書類の作成は、 間接法によるものとする。

第百十一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

キャッシュ・フロー計算書

第百十一条を第百八条とする。

第百十二条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第八章第一節中第百十二条を第百九条とし、第百十三条を第百十条とする。

第百十四条第一項中「各四半期ごと」を「半期ごと」に、 「たて、当該四半期」を「立て、 当該半期」 に改め、 同条第二項中 「各四半期ごと」を「半期ごと」に、 「作成し、 管理

者の決裁を得る」を「作成する」に改め、第八章第二節中同条を第百十一条とし、第百十四条の二を削り、 第百十五条を第百十二条とし、第百十六条から第百十九条までを三条ずつ

第九章中第百二十条を第百十七条とし、 第百二十一条から第百二十四条までを三条ずつ繰り上げる

第百二十七条を第百三十一条とし、 第百二十六条を第百三十条とし、第百二十五条を第百二十九条とし、 第十章を第十一章とし、 同章の前に次の一章を加える。

重要な会計方針等

平成26年3月28日 第11571号 岡山県公報

(有価証券及びたな卸資産の評価方法)

第百二十二条 有価証券及びたな卸資産の評価方法は、 次に掲げるところによる。

- 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)
- たな卸資産

(固定資産の減価償却の方法)

第百二十三条 施行規則第十四条第一項の規定による固定資産の減価償却は、 当該固定資産を取得した日の属する月の翌月から定額法によつて行うものとする。

施行規則第十七条第一項の規定による所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によつて

(取替資産)

行うものとする。

減価償却の中途において償却資産が処分された場合の減価償却は、 処分の前事業年度末をもつて終了するものとする。

電柱

第百二十四条

電気事業において、

固定資産のうち次に掲げるものは、

前条の規定にかかわらず取替資産として整理し、

取替法によつて減価償却を行うことができる。

電線

二がいし

(特別償却)

第百二十五条 施行規則第十五条第二項の規定による特別償却の率は、 料金原価に織り込まれた率とする。

(引当金)

第百二十六条 施行規則第二十二条の規定により計上する引当金は、 次のとおりとする。

退職給付引当金

賞与引当金

三 兀 修繕引当金 特別修繕引当金

五. 貸倒引当金

(引当金の計上方法)

第百二十七条 前条の引当金のうち、 退職給付引当金の計上は、 簡便法によるものとする。

(報告セグメント区分) 前条の引当金のうち、 退職給付引当金以外の引当金については、 管理者が別に定める方法により、それぞれ合理的に算定した額を計上するものとする。

第百二十八条 施行規則第四十条第二項の報告セグメントの区分は、次のとおりとする。

- 工業用水道事業 工業用水道
- 一 電気事業 水力発電及び太陽光発電

□」に改め、 厚生費,退職給付費等の」や「非常勤職員に支払う」以、 「長期借入金」を 別表第一の費用の部中「及び人米の」を「に対する」に改め、 「歯糖価人食」に改める。 当該常雇人夫及び臨時人夫のうち厚生施設に従事するものの賃金は, 「の臨時人夫」を「の臨時職員」に、 同表の資産の部の注 建設仮勘定整理科目表中「人米溿」を 一般厚生費に含めて整理することができる。」や前り、 「雑給を支給する常雇人夫及び賃金を支給する臨時人夫」や「非常勤職員及び臨時職 「作業員の賃金」 に、 「常雇人夫の基本給, 同表の負債の部流動負債の項中

			 別表第二
			 一の費用の部中「
			 「補助職員,
			」 及び
報償費	報酬	報酬	 「補助職員,」及び「及び常時雇傭する人未等」を削り、
			庸する丿
			大等」
			 を削り、
報償金, 奨励金等をいう。			「本給及び諸手当」や「賃金」
5.			「賃金」
			に、

に改め、

同表の資産

を

雇人夫及び臨時人夫のうち厚生施設に従事するものの賃金は, 用建物及び建物と一体をなす暖房,照明,通風等の附属設備」以、 「非常勤職員に支払う」

ジ、 結画投資港の原中「建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び附属施設工事費を含む。),材料代,買収代」や「事務所,作業場,倉庫, 消耗品費, 登録税, 周旋料等」を重り、 「の臨時人夫」を「の臨時職員」に、 同部の注 建設仮勘定整理科目表中「人米庫」を「徐牃皿の庫段」に、 一般厚生費に含めて整理することができる。」や順り、 「修繕,模様替え,改造等の諸係費」や「模様替え,改造等の費用,建物に直接関係ある整地費」以おる、 「雑給を支給する常雇人夫及び賃金を支給する臨時人夫」や「非常勤職員及び臨時職員」以おる、 「常雇人夫の基本給, 同表の負債の部流動負債の項中 手些, 法定厚生費,退職給付費等の」や 車庫のほか公舎その他経営附属 |長期借入金」や |短期借入 「なお,

附則

に改める。

(施行期日)

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

1

2

改正後の岡山県企業局財務規程の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

◎岡山県企業管理規程第五号

山県企業局事務処理規程 0 部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

県企業局事務処理規程 (昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号) 部を次の

ように改正する。

「第十条第二項」 に改める。 次長」 を加え、 「第九条第二項」

第九条の表本局の項を次のように改める。

			本局
課 長	次長	局長	管理者
班長が指定する	総務企画課長	次長	局長
	主務課長	総務企画課長	次長

第十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

別表第一(1) 1の項2中「無) に改め、 (室を含む。) 同項7中 の」に改め、 の次に「(これらの変更を含む。)」 5の次に次のように加える。 「策定」 の次に 同項5中 「(これらの変更を含む。)」 を加え、 同項3中

6	1
5のうち課	
(室を含む。)	
で実施するもの	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
黒木	

別表第一(1)1の項に次のように加える。

ように加える。

別表第一 (1) 2 の項中11 を 12 10 を 11 \mathcal{O} 次に 次 0 ように 加える。

9

9

٧V

ち軽易なもの

票長

10 9のうち重要なもの 課長

別表第一(1)2の項に次のように加える。

14 収支を伴わない契約の締結 ち軽易又は定例的な £ 9 周長

別表第一(1)3 \mathcal{O} 項中 を削 8を7とし、 次に次の

 ∞ 非常勤職員の任免並びに報酬及び費用弁償 総務企I 画

通勤手当 い加える。 同 28 (3) 中 「総務班班長」 同29を同項31とし、 (1) 3の項9中 及び住居手当を除く。) 「給料の決定」 「総務企画課長」に改め、 「総務企画課長」 「総務班長」 「及び賃金支給額」や に改め、 同30を同項32とし、 同項28(2)中 「黒馬」 に改め、 の支給額」や「(1)及び(2)以外の給料」 同 10 (3) 中 同項中 「参与, 同31を同項33とし、 34を削り、 世手精 「並びに賃金及び手当」 同項29中 課長及び参事」 同28中(3を4)とし、 (局事務所の職員に係る扶養手 「総務班班長」 33を35とし、 を「次長及び参与」に 同項30中 改め、 「総務班班 同 項 10

(3) 課長及び課長相当職に係るもの

汝長

別表第一(1)3 「総務班長」 の項中28を30とし、 同項中 23を25とし、 から27までを二ずつ繰り下 22を24とし、 21 を 22 とし 同項 23 中 22 の 次 に

(2) その他に係るもの		23 各種検査員の任命及び検査員証等の交付
次長	画地	E等の交付

や「次長及び参与」 (1)3の項中20を21とし、 に改め、 19 を20とし、 同17中(3)を(4)とし、 18 を 19 (2)の次に次 同項17 (2) 中 0 ように加える。

(3)課長及び課長相当職に係る

る。 別表第一(1) 13 (2) 中 の項中17 を 18 と 「汝長」 に改め から 16までを一 同13中(2)を(3)とし、 0 ŋ 下げ、 (1)の次に次 同項 のように加え 13 中(3) を(4) と

(2)次長及び参与に係る

別表第一 (1) 3の項中 同 12 (3) 13を14とし、 ように改める。 同 項 12 (2)及び参事」 を 「次長及び参

(3)課長及び課長相当職に係る 汝長

の次に次 別表第一 (1) 3 ように加える。 \mathcal{O} 項12(4)中「娯長」 諸手当に関する 「無戻」 に改 \cap め、 同 項 中 12を13とし、 11 を 12 とし、

10

(10) 諸手当の認定等に係る事実確認	(9) 退職手当の支給制限, 支払差止及び返納命令	(8) 退職手当の受給資格者及び支給額の決定	(7) 寒冷地手当に係る世帯等の区分の決定	(6) 単身赴任手当支給額の決定	(5) 住居手当支給額及び通勤手当支給額の決定	(4) 扶養親族の認定及び扶養手当支給額の決定	イ その他に係るもの	ア 局長に係るもの	(3) 勤勉手当の成績率及び支給基準の決定	(2) 期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止 処分	(1) 初任給調整手当の支給額等の決定
崇	晉 理 者	垣地	総務班長	総務班長	総務班長	総務班長	词表	管理者	1 1 1 1 1 1 1 1 1	管理者	総務企画

ように加える。 「周長」 の項7中 (1) 「総務企画課長」に改め、 同東見 \mathcal{O} 1 中 「汝長」 「事務」を「事業」に、 に改め、 同項3中 同項中9を削り、 「総務企画課長」を 「周長」 8を9とし、 「汝長」 「黒東」 に改め、 7の次に次の に改め、 同 項2中

٧٧ ち軽易又は定例的なもの

別表第一 (1) 項中 13 10 から12までを一 つ繰り 下げ、 9 \mathcal{O} 次に次 のよう

加える。

管理者の祝電及び弔電 総務班長

(3) 中 務企画課長」 項3(1)及び(2)中 「総務企画課長」 項 \mathcal{O} 「経理班長」 (2) 中 の項 「及び1件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を加え、 を $\begin{pmatrix} 1 \\ (4) \end{pmatrix}$ 「及び1件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を뒏え、 「飄炯」に改め、 [G G] の次に に改め、 (4) 及 び 同項2中 又は定例的なものを除く。)」 又は定例的なものを除く。)」 「勢今命郷」を「熱緊命郷」に改め、 同 表 14 ように改める。 の項 1 (2) 2(2)及び3(2)中 を加え、 を加え、 に改 同 3

(2) 精算振替に係るもの	(1) 決算事務に係るもの	14 その他金銭収支を伴わない収支に係る事案の決定
総務企画課長	総務企画課長	い収支に係る事案

別表第二中13の項を削り、 14 の項を13の項とし、 15の項から18の項までを一項ずつ繰

じる

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行

その他に係るもの

(3)

総務企画

◎岡山県企業管理規程第六号

山県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

- 成二十六年三月二十八

岡山県公営企業管理者 西 本 善

岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程

1山県企業局組織規程 (昭和五十三年岡山県企業管理規程第一号) \mathcal{O} 一部を次 いのよう

に改正する。

の次に次の一条を加える。 第三十一条を第三十二条とし、 第八条から第三十条までを一条ずつ繰り下げ、

附則

事故があるときは、

その職務を代行する。

次長は、

局長を助け、

局内の総合調整を図るとともに、

局に次長を置く。

」の規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第七号

山県営電気事業保安規程 0 部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

E山県公営企業管理者 西 本 善善

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

県営電気事業保安規程 (昭和六十二年岡山県企業管理規程第三号) 部を次の

ように改正する。

本局の次長 (以 下

第六条第一項第二号及び同条第二項中 「局長」 局次長」を加える。 第五条第二項の表中

「本局の参与及び」

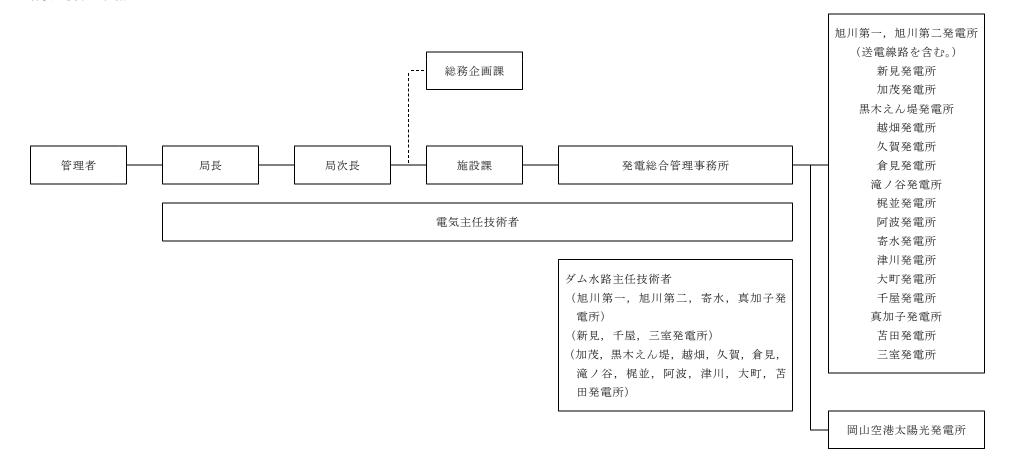
を「局次長及び本局

に改める。

表第一を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織



- 注 1 実線は、保安管理業務の系統を示す。
 - 2 点線は、関連業務の系統を示す。

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。 附 則

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

岡山県選挙管理委

員

長

岡

本

研

吾

国会議員関係政治団体以外の政治団体

山田まさゆき後援会	野上ただお後援会	立川茂後援会	岸本圭介後援会	岡野鉄舟後援会	磯山守後援会	政治団体の名称	
寺 尾 壽 和	野上忠夫	立川茂	岸本圭介	岡野鉄舟	磯山守	代表者氏名	
山田惠子	野上忠夫	立川茂	岸本圭介	岡野道子	水河英雄	会計責任者氏名	
岡山市東区金田一六〇〇	勝田郡勝央町畑屋一一六〇	備前市三石七九八—三	勝田郡勝央町畑屋二〇七七—二	美作市中山一四八	久米郡久米南町北庄三六六	主たる事務所の所在地	
<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	n n	平成二六・ 二・	届出年月日	

◎岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

岡
Щ
県
選
挙
管
理
委
員
会

日笠一成後援会	原田そよ後援会	n	林光和後援会		働く者の明るい未来をつくる会	佐古信五足高後援会	幸福実現党倉敷中央後援会	桑野和夫後援会	笠原武士後援会	岡山法面保護協会	岡山県木材産業政治連盟	岡山県自動車整備政治連盟	大森雅夫後援会	政治団体の名称	二 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の	自由民主党岡山県自販連支部	自由民主党岡山県自動車整備支部	政治団体の名称	一 政党の支部	
"	"	代表者	主たる事務所の所在地		政治団体の名称	II	会計責任者	II	代表者	会計責任者	代表者	II	会計責任者	異動事項	体以外の政治団体)	代表者	会計責任者	異動事項		
本 田 輝 男	原田章雄	石川 至海	新見市草間三九七六		働く者の明るい未来をつくる会	五島栄二	濱田弥生	片山均	岡崎勝彦	坂 田 蒼 美	田中信行	杉原光昭	久米田 真 志	新		山口洋之	杉原光昭	新		
衣笠	原田	大黒	新見市芸	員会	J F E	清田	石田	藤野	山内	坂田	豆原	岡崎	羽原	(IT		若林	岡崎	(IT		*
正夫	和満	房雄	早間一八		ヘチール	茂	勝博	逸 平	大吉	茂美	直行	定義	康	旧		信吾	定義	旧		委員
			新見市草間一八五三—一		倉敷労働															長
					JFEスチール倉敷労働組合政治活動委															岡
"	"	"	"		委 "	"	"	"	"	"	"	"	平	P		"	平			本
													<u> </u>	届出年月日			<u> </u>	届出年月日		研
 	二.二七	"	三六		- - =	<u> </u>	<u>-</u> 	<u>-</u> - <u>-</u>	二 一 八	 - 0	二 七	二 一 八	平成二六・ 二・二八	目		二 三 四	平成二六・ 二・一八	日		吾

山下ひろしと赤磐を考える会

会計責任者

表者

会計責任者

Щ Щ 日 下 笠 子 子

井 下 内 上 浩 史 勝 完

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

政党の支部

自由民主党岡山県岡山市第五支部

政治団体の名称

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

杉井敦後援会

坂口正視後援会 小郷昌一後援会

村上伸祐後援会

荒

杉 畑 小

Ш

下

敬 泰

子 博 敦

平成二六・ 二・

九

山下ひろしと赤磐を考える会

代表者氏名

氣 健

和

代表者氏名

郷

昌

裕

解散年月日

平成二五・一二・三一

四•

解散年月日

平成二五・一二・ 一

岡 本

員

長

岡 Щ 県 選

挙 管 理

委

員

研

吾

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

公職の種類

出をした者の氏名資金管理団体の届

野

舟

美作市長

岡野鉄舟後援会

美作市中山一四八

畄

野

鉄

舟

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

岡 Щ 県 選 挙 管 委

理

委

員 会

代表者氏名

長 岡

員

平成二六・ 二・二四

届出年月日

研 吾

本

◎岡山県公安委員会告示第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 項の規定により、

平成二十六年三月二十八日

岡山県公安委

員

使用銃種

散弹銃

一講習の日時及び場所

う。 <u>)</u> トラップ射撃(トラップか ら射撃線までの距離が十五メ であるものをい

午後一 午後 午前十時 平成二十六年四月二十三日 平成二十六年四月二十 平成二十六年四月十五日 午前十時 平成二十六年四月十四 平成二十六年四月 平成二十六年四月七日 H 九日 日 (水) (月) 時 火 (月) (水) (月) 岡山県 岡山市北区御津下田六二九 岡山市北区御津下田六二九 倉敷国際射撃場 **倉敷市福田町浦田七四○** 岡山市北区御津下田六二九 倉敷国際射撃場 **倉敷市福田町浦田七四○ 倉敷国際射撃場** 倉敷市福田 岡山県クレ クレ 町浦 -射撃場 田 七四〇 所

午後一時平成二十六年四月二十五日(金)	
午前十時平成二十六年四月二十八日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年五月一日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 平成二十六年五月五日 (月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年五月八日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年五月十二日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年五月十三日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年五月十九日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年五月二十一日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年五月二十六日(月)	倉敷国際射撃場

午後一時平成二十六年五月二十七日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年六月二日(月)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年六月四日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午後一時平成二十六年六月五日(木)	
午前十時平成二十六年六月九日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年六月十日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午後一時平成二十六年六月十三日(金)	
午前十時平成二十六年六月十六日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年六月十七日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年六月二十三日(月)	倉敷国際射撃場

日	時	場	所
午前九時平成二十六年四月七日(月)	月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
午前九時平成二十六年四月九日(水)	水		
午前九時平成二十六年四月十一日(金)	口 (金)		
午前九時平成二十六年四月十四日	口(月)		
午前九時平成二十六年四月十六日(水)	口 (水)		
午後一時平成二十六年四月十七日(木)	口 (木)	備前市大内一〇〇四一二	

倉敷国際射撃場	午前十時平成二十六年六月三十日(月)
岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	午後一時平成二十六年六月二十五日(水)

|--|

男孩 医骨盆 易

午前九時平成二十六年五月十四日(水)	
午後一時平成二十六年五月十五日(木)	備前市大内一〇〇四-二
午前九時平成二十六年五月十六日(金)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前九時平成二十六年五月十九日(月)	
午前九時平成二十六年五月二十一日(水)	
午前九時平成二十六年五月二十三日(金)	
午前九時平成二十六年五月二十六日(月)	
午前九時平成二十六年五月二十八日(水)	
午前九時平成二十六年五月三十日(金)	
午前九時平成二十六年六月二日(月)	

午前九時平成二十六年六月四日(水)	
午前九時平成二十六年六月六日(金)	
午前九時平成二十六年六月九日(月)	
午前九時 平成二十六年六月十一日 (水)	
午前九時平成二十六年六月十三日(金)	
午前九時平成二十六年六月十六日(月)	
午前九時平成二十六年六月十八日(水)	
午後一時平成二十六年六月十九日(木)	備前市大内一○○四-二
午前九時 平成二十六年六月二十日 (金)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前九時 平成二十六年六月二十三日 (月)	

平成二十六年六月三十日

月)

平成二十六年六月二十七日

金)

平成二十六年六月二十五日 (水)

	台 育	
3	をいう。) スキート射撃(クレー	がセンターポールの上方を通過するように発射されるもの
	田	場
	午後一時平成二十六年四月九日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
	午前十時平成二十六年四月十一日(金)	倉敷国際射撃場
	午後一時平成二十六年四月十五日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
	午前十時平成二十六年四月十八日(金)	倉敷国際射撃場
	午後一時平成二十六年四月二十三日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
	平成二十六年四月二十五日(金)	

午後一時	
午前十時平成二十六年四月二十五日(金)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年五月一日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 平成二十六年五月二日 (金)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年五月八日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年五月九日(金)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年五月十三日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 平成二十六年五月十六日 (金)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年五月二十一日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十六年五月二十三日(金)	倉敷国際射撃場
平成二十六年五月二十七日(火)	岡山市北区御津下田六二九

午後一時	岡山県クレー射撃場
午前十時平成二十六年五月三十日(金)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十六年六月四日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午後一時平成二十六年六月五日(木)	
午前十時 平成二十六年六月六日 (金)	倉敷国際射撃場倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年六月十日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午後一時平成二十六年六月十三日(金)	
午前十時 平成二十六年六月十三日 (金)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十六年六月十七日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 平成二十六年六月二十日 (金)	倉敷国際射撃場
平成二十六年六月二十五日(水)	岡山市北区御津下田六二九

第11571号 平成26年3月28日 岡山県公報

午後一時	岡山県クレー射撃場
平成二十六年六月二十七日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇-一
午前十時	倉敷国際射撃場

- (1) 所定の様式による受講申込書
- (2)イカ判のもので、 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、 裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 正面、 上三分身、

ラ

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

成元年岡山県条例第二号)第一条第一 の直後における県の休日でない日) 受講しようとする講習の実施日の七日前(その 項に規定する県の休日である場合は、 日が岡山県の休日を定める条例(平

兀 受講手数料

万二千三百円

受講申込みの Ш 県収入証紙によ り納付すること。

なお、 受講手数料 は、 納付 後は還付し ない

五.

2

各講習の受講定員は、

おおむね五人とする。

- 代理受講は、 認めない
- 3 受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす

◎岡山県公安委員会告示第三十九号

のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 項の規定により、

平成二十六年三月二十八日

使用銃種

ライフル銃

講習の日時及び場所

日	場	所
午前九時平成二十六年四月八日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一	一 九 一
午前九時平成二十六年四月八日(火)	湯原国際射撃場	
午前九時平成二十六年四月十日(木)		
午前九時平成二十六年四月十五日(火)		
午前九時平成二十六年四月十七日(木)		
午前九時平成二十六年四月二十二日(火)		
平成二十六年四月二十四日(木)		

午前九時	
午前九時平成二十六年五月一日(木)	
午前九時平成二十六年五月八日(木)	
午前九時平成二十六年五月十三日(火)	
午前九時平成二十六年五月十五日(木)	
午前九時平成二十六年五月二十日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一
午前九時平成二十六年五月二十日(火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前九時平成二十六年五月二十二日(木)	
午前九時平成二十六年五月二十七日(火)	
午前九時平成二十六年五月二十九日(木)	
平成二十六年六月三日(火)	

受講手続 (2) (1)午前 平成二十六年六月二十六日 平成二十六年六月二十四日 平成二十六年六月十九 平成二十六年六月十七 平成二十六年六月十二日 平成二十六年六月十日 平成二十六年六月五日 提出書類 所定の様式による受講申込書 二通 九時 日 (木) (\pm) 火 (木) 火 (木) 火 真庭市仲間 御津ライフ 山市北区御津伊田二二九 ル射撃場

- 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、 正面、 上三分身、 無背景のラ

岡山県公報 第11571号 平成26年3月28日

イカ判の 裏面に氏名及び撮影年月日を記載したも

2

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

成元年岡山県条例第二号)第一条第一 の直後における県の休日でない日) 受講しようとする講習の実施日 の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平 項に規定する県の休日である場合は、

兀

一万二千三百円

受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、 納付後は還付しない

2 各講習の受講定員は、 五.

おおむね五人とする。

受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす